第３章　市及び関係機関の役割

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の役割及び連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

１　保護措置の仕組み

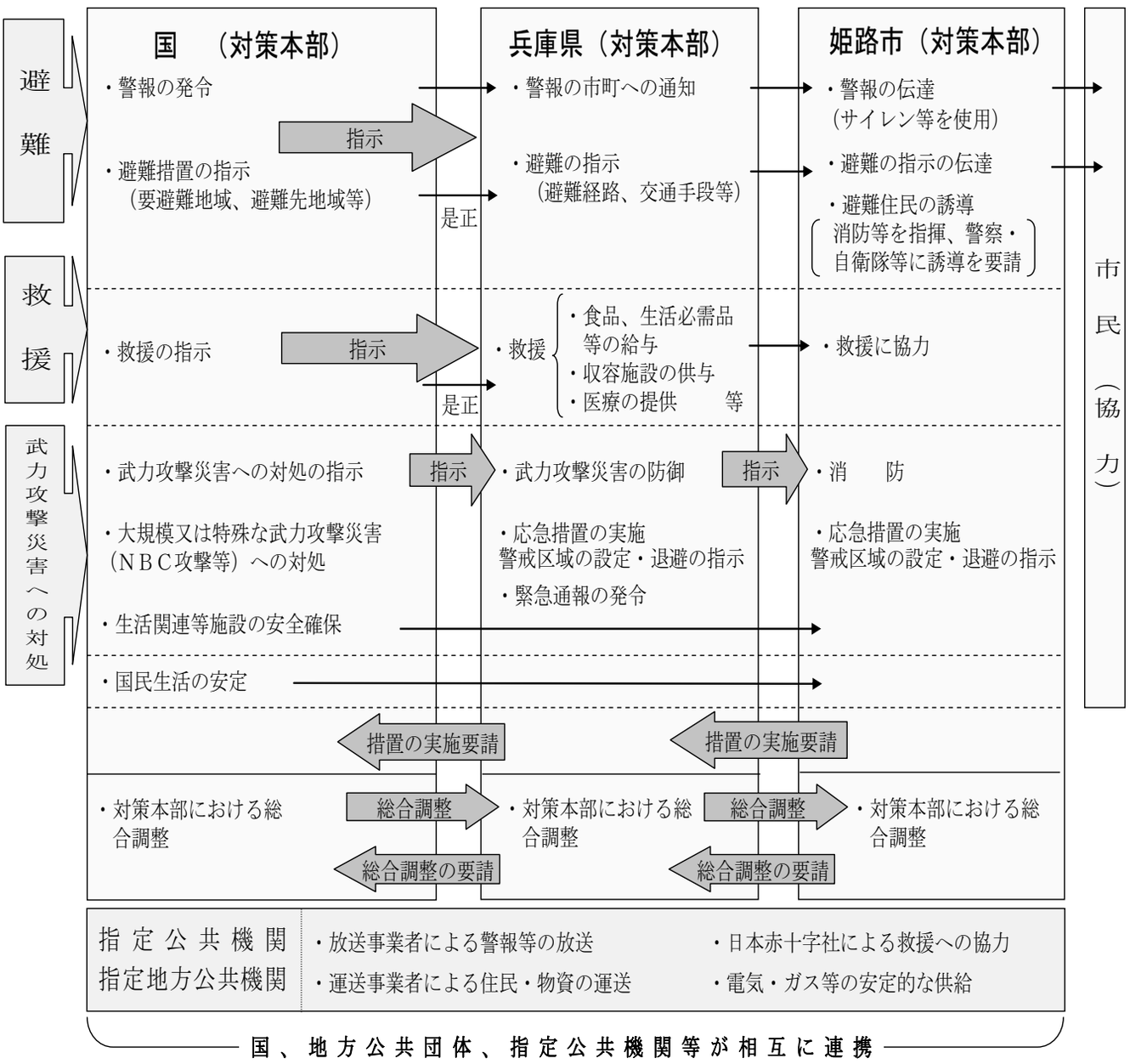

２　市の事務

(1)　市保護計画の作成（法 35）
(2)　市協議会の設置、運営（法 39）
(3)　「国民保護対策本部」及び「緊急対処事態対策本部」の設置、運営（法 27、183）
(4)　組織の整備、訓練（法 41、42Ⅲ）
(5)　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施（法 47、61、62、70、71）
(6)　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施（法 76、94、95）
(7)　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（法 112、114、115、126）
(8)　水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施（法 134Ⅱ）
(9)　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施（法 141）

３　関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等（県関係分）は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【　県　】

機関の名称	事務又は業務の大綱
兵庫県	・県保護計画の作成 ・県協議会の設置、運営 ・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ・組織の整備、訓練 ・警報の通知 ・住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ・救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ・武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 ・交通規制の実施 ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
［陸上自衛隊］ 中部方面隊	・武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等
［海上自衛隊］ 呉地方隊 舞鶴地方隊	
［航空自衛隊］ 中部航空方面隊	

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	・管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 ・他管区警察局との連携 ・管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ・警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	・所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ・米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	・電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ・電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ・非常事態における重要通信の確保 ・非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	・地方公共団体に対する災害融資 ・金融機関に対する緊急措置の指示 ・普通財産の無償貸付 ・被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	・輸入物資の通関手続
近畿厚生局	・救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	・被災者の雇用対策
近畿農政局	・武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ・農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	・武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	・救援物資の円滑な供給の確保 ・商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ・被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	・電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 ・鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	・被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 ・港湾施設の使用に関する連絡調整 ・港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿運輸局	・運送事業者への連絡調整 ・運送施設及び車両の安全確保
神戸運輸監理部	・運送事業者への連絡調整 ・運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	・飛行場使用に関する連絡調整 ・航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	・航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	・気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・第八管区海上保安本部	・船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 ・海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ・生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 ・海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 ・海上における消火活動及び被災者の救助、救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称等	事務又は業務の大綱
［放送事業者］	・警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西
［運送事業者］	・避難住民の運送及び緊急物資の運送 ・旅客及び貨物の運送の確保 ①　国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱商船三井さんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ②　バス事業者 （指定公共機関）西日本ＪＲバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③　航空事業者 （指定公共機関）㈱AIRDO、㈱ソラシドエア、日本航空㈱、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱

機関の名称等	事務又は業務の大綱
	④　鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、六甲山観光㈱、WILLER TRAINS㈱ ⑤　内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥　トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会
［電気通信事業者］	・避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ・通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、ＮＴＴコミュニケーションズ㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、㈱ＮＴＴドコモ
［電気事業者］	・電気の安定的な供給 （指定公共機関）関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関
［ガス事業者］	・ガスの安定的な供給 （指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県ＬＰガス協会
日本郵便㈱	・郵便の確保
［病院その他の医療機関］	・医療の確保 （指定公共機関）(独)国立病院機構 （指定地方公共機関）(社)兵庫県医師会
［河川管理施設、道路の管理者］	・河川管理施設、道路の管理 （指定公共機関）(独)水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ （指定地方公共機関）神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱
日本赤十字社	・救援への協力 ・外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ・銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

４　関係機関の連絡先

指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、関係県機関、関係市町機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。《資料編 17Ｐ参照》

（記載事項）機関名、担当部署、所在地、電話・ＦＡＸ、その他の連絡方法